

# 公益財団法人伊勢丹奨学会 大学奨学生を志望される方へ

## 1. 目的

修学可能な心身で、学力優秀でありながら経済的理由により修学困難な学生に対して奨学金を支給することで、社会に有為の人材を育成するとともに、商業の発展に寄与することを目的とします。

## 2. 奨学生の資格

- (1) 東京大学・一橋大学・横浜国立大学・慶応義塾大学・上智大学・立教大学・早稲田大学へ新入学の第一学年生。
- (2) 学業・人物ともに優秀、修学可能な心身で、学資の支弁が困難と認められるもの。
- (3) 商業の発展に寄与することを志すもの。※ただし、6年制学部を除く

## 3. 応募方法

指定大学を通じて奨学生を募集しています。4月に各大学窓口で詳細をお尋ねください。

## 4. 奨学生の決定及び通知

奨学生は、奨学生選考委員会の選考を経て理事長が決定し、7月下旬に在学学校長を経由して本人に通知します。

## 5. 奨学金の額

月額 30,000円

## 6. 奨学金の交付方法

奨学金は、理事長が指定する金融機関に設けた奨学生の預金口座に、毎月分を振り込みます。但し特別の事情があるときはこの限りではありません。

## 7. 奨学金の交付期間

1. 奨学生に採用されたものは、正規の最短修業期間にわたり奨学金の交付を受けることができます。
2. 転校または退学したときは、奨学金を辞退したものとみなします。
3. 休学または長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止します。
4. 留年が続く等、学業または性行などの状況により補導上必要があると認めるときは、奨学金の交付を廃止することがあります。
5. 次に該当すると認められた時は、奨学金の交付を停止することがあります。
  - ・ 傷い疾病等のために成業の見込がなくなったとき。
  - ・ 学業成績または性行が不良となったとき。
  - ・ 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
  - ・ 在学学校で処分をうけ学籍を失ったとき。
  - ・ その他奨学生として適当でない事実があったとき。

## 8. 奨学生の義務

1. 毎学年末学業成績表及び生活状況報告書を理事長あてに提出しなければなりません。
2. 次に該当する異動その他があった場合には、連帯保証人と連署のうえ在学学校長を経て、ただちに届出なければなりません。
  - ・ 休学、復学、転校、転学及び転科または退学したとき。
  - ・ 停学その他の処分を受けたとき。
  - ・ 連帯保証人を変更したとき。
  - ・ 本人または連帯保証人の氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき。

## 9. 奨学金の返還

1. 奨学金は、給付を原則としますが、返還を希望するものは返還することができます。
2. 奨学金を返還する場合の期間、金額及び方法については特別の定めはありません。

## 10. 財団の行事

交流会などの行事を年に1回以上開催予定です。  
やむをえない事情を除きご参加いただきます。